

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和3年度地方財政対策の概要と主な論点 － コロナ禍による税収減の中での一般財源総額の確保 －
著者 / 所属	野内 修太 / 総務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	431号
刊行日	2021-2-5
頁	43-59
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210205.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210205.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

## 令和3年度地方財政対策の概要と主な論点

### — コロナ禍による税収減の中での一般財源総額の確保 —

野内 修太

(総務委員会調査室)

1. はじめに
2. 近年の地方財政対策
  - (1) 地方財政対策の役割
  - (2) 地方財源不足に関する地方交付税法第6条の3第2項の対応
3. 地方財政に関連する各種施策の動向
  - (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大に係る地方税財政上の主な対応策
  - (2) 地方公共団体におけるデジタル化の推進
  - (3) 防災・減災等に係る地方財政計画における対応
4. 令和3年度地方財政対策策定までの経緯
  - (1) 「経済財政運営と改革の基本方針」における地方財政への言及
  - (2) 令和3年度予算に係る地方交付税の概算要求
  - (3) 国と地方の協議の場、財政制度等審議会及び地方財政審議会における議論
5. 令和3年度地方財政対策及び財政収支見通しの概要
  - (1) 総務・財務両大臣合意を経て決定された地方財政対策の概要
  - (2) 令和3年度地方交付税総額の状況（通常収支分）
  - (3) 令和3年度地方財政収支の見通し
6. 主な論点
  - (1) 新型コロナウイルス感染症対策でひっ迫する地方公共団体の財政状況
  - (2) 取組が後退する地方財政の健全化
  - (3) 地方回帰の兆しとその支援策
7. おわりに

#### 1. はじめに

令和3年度地方財政対策は、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（以下「基本方針2020」）

という。)の閣議決定(令和2年7月17日)、令和3年度予算の概算要求の後、「国と地方の協議の場」等における議論や総務大臣と財務大臣の合意を経て、令和3年度予算(概算)の閣議決定(令和2年12月21日)によりその枠組みが定められた。

令和3年度地方財政対策では、新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済の減速を受け、地方税等が大幅な減収となる中、地方交付税は前年度当初に対し約0.9兆円増の約17.4兆円となり、交付団体ベースの一般財源総額<sup>1</sup>(猶予特例分<sup>2</sup>除く)は同約0.2兆円増の約62.0兆円が確保された。一方、地方財源不足額は同約5.6兆円増の約10.1兆円となり、折半対象財源不足が当初ベースで3年ぶりに発生(約3.4兆円)することとなった。

本稿では、令和3年度地方財政対策の策定に至る経緯とその概要を紹介するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う地方財政関係の課題にも触れることとしたい。

## 2. 近年の地方財政対策

### (1) 地方財政対策の役割

地方公共団体は、教育、警察、消防など国民生活と密接に関係する行政サービスを一定の水準で提供しており、多くの事務において、法令による基準の設定や実施の義務付けがなされている。そこで国として、全ての地方公共団体が法令によって義務付けられた事務事業等を円滑に実施するための財源を保障するため、毎年度、内閣によって、翌年度の地方公共団体の標準的な行政水準に係る歳入歳出総額の見込額に関する書類(いわゆる「地方財政計画」)が策定されている<sup>3</sup>。

総務省は国の予算編成作業と並行して地方財政計画の策定作業を進め、その過程において翌年度の地方財政全体の収支が算定され、所要の財源との間に過不足が発生する場合、それが均衡するように財源対策が行われる。この財源対策が地方財政対策であり、国の予算の概算決定に先立ち、総務省と財務省の折衝が繰り返された後に決定される。

具体的には、地方債の増発や国の一般会計からの加算等の財政措置が講じられ、これらを踏まえた地方財政計画の策定を通じて、地方財政全体として標準的な行政水準を確保するために必要な財源が保障される仕組みとなっている。

### (2) 地方財源不足に関する地方交付税法第6条の3第2項の対応

地方交付税法(昭和25年法律第211号)第6条の3第2項では、地方交付税の原資となる国税収入の法定率分<sup>4</sup>が、必要な地方交付税総額と比べて著しく異なることとなった場合には、「地方行財政の制度改正」又は「法定率の変更」を行う旨が規定されている。

これについて総務省は、①地方財政対策を講じる前に、通常の場合により算出される歳入

<sup>1</sup> 地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額から、復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分の合計額を控除したもの。

<sup>2</sup> 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)によって、令和2年度に徴収猶予され、翌3年度の地方税収となる分。詳しくは、本稿の3.(1)ウ参照。

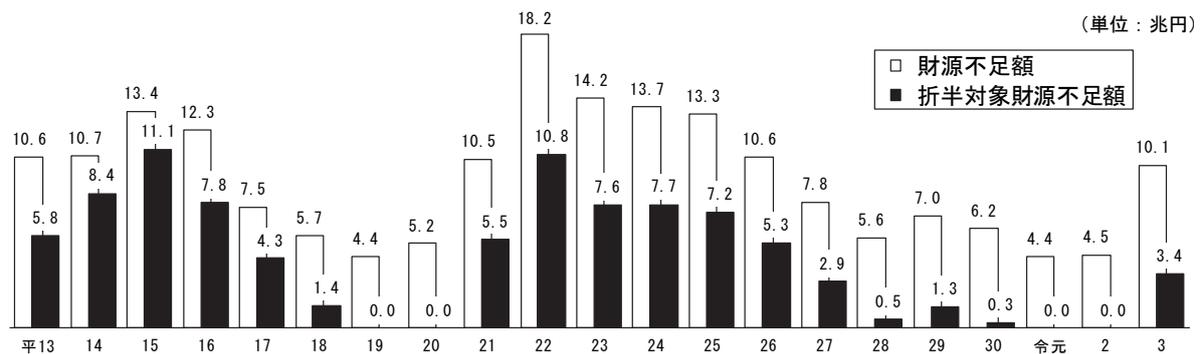
<sup>3</sup> 地方交付税法第7条では、内閣は、「翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。」と規定している。国会には、例年2月上旬に提出されている。

<sup>4</sup> 所得税及び法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額。

歳出におけるギャップ（財源不足額）があり、②その額が法定率分で計算した普通交付税の額のおおむね1割程度以上となり、③その状況が2年連続して生じ、3年以降も続くと見込まれる場合に、地方行財政の制度改正又は法定率の変更を行うものとしている<sup>5</sup>。

近年の地方財政は、景気の低迷による税収の落ち込み、社会保障関係費等の財政需要の増加、高水準で推移する公債費などの複合的な要因により巨額の財源不足が恒常的に発生しており、平成8年度以降、26年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当する財源不足が生じている（図表1）。

図表1 地方財政対策におけるこれまでの財源不足額と折半対象財源不足額



（注1）各年度の計数は当初ベースであり、税制改正に伴う減収による財源不足を除く。

（注2）平成16年度の財源不足額は交付税特別会計借入金償還額繰延前の額である。

（注3）平成21年度の折半対象財源不足額は、国が負担した特別交付金、臨時財政対策債への特別交付金相当額の上乗せ分（地方負担分）を含んでいる。

（出所）各年度の地方財政対策に係る総務・財務両大臣覚書より作成

しかし、この間、国の財政も厳しい状況が続き、法定率の引上げは困難である等の理由から、平成27年度に「法定率の変更」が行われた<sup>6</sup>ほか、「地方行財政の制度改正」で対応されてきた。平成13年度には、地方の財源不足額のうち、財源対策債の発行や、国の一般会計加算（既往法定分<sup>7</sup>等）などを除いた残余の財源不足額（折半対象財源不足額）を国と地方が折半して補填することを基本的な形とする新たなルール（以下「折半ルール」という。）が制度化された。

これに基づき、国は折半対象財源不足額の2分の1を一般会計から加算（臨時財政対策特例加算）することにより地方交付税を増額し、残り2分の1は地方が特例地方債（臨時財政対策債<sup>8</sup>）を発行することにより補填してきた。折半ルールが制度化された当初は3年間の臨時措置とされていたが、その後も現在に至るまで、基本的に「地方行財政の制度改

<sup>5</sup> 第19回国会参議院地方行政委員会会議録第32号18頁（昭29.5.4）等

<sup>6</sup> 平成27年度における法定率の変更は、地方交付税法第6条の3第2項に基づくものとしては昭和41年度以来49年ぶりの見直しであった。ただし、法定率分の増は900億円程度（平成27年度当初ベース）とされており、折半ルールによる補填も行われた。

<sup>7</sup> 過去の地方財政対策に基づき、地方交付税法附則の定めるところにより国の一般会計から加算される額。

<sup>8</sup> 地方の一般財源の不足に対処するため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の特例として発行され、投資的経費以外の経費にも充てることができる地方債である。地方公共団体の実際の起債の有無にかかわらず、発行可能額の元利償還金相当額を後年度の基準財政需要額に算入することとされている。

正」として3年間の措置の延長が続けられている<sup>9</sup>。

### 3. 地方財政に関連する各種施策の動向

#### (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大に係る地方税財政上の主な対応策

新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言が発出される中、飲食店等の時短営業や外出自粛等がなされた結果、経済活動や雇用の大きな落ち込みを受け、様々な支援策が実施された。令和2年中の措置で、今後の地方財政に影響がある主な地方税財政関係の措置としては、以下のものがある。

##### ア 特別定額給付金の支給

令和2年4月30日、令和2年度第1次補正予算が成立し、1人当たり一律10万円の給付を行う「特別定額給付金」に係る費用が計上された。給付済みの金額は12.66兆円（予算額の99.4%）となり<sup>10</sup>、ほとんどの世帯に給付が実施されたとみられる。

一方、給付の過程では、オンライン申請における事務処理の遅延や市区町村の重い事務負担が議論となる<sup>11</sup>など、行政手続におけるデジタル化の遅れが指摘された。

##### イ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下「地方創生臨時交付金」という。）が令和2年度第1次補正予算で1兆円、同第2次補正予算で2兆円と、内閣府所管に合計3兆円が計上された。

本交付金は、事業の実施計画を作成する地方公共団体（都道府県・市区町村）を対象とし、実施計画に掲載された事業に対し、交付限度額を上限に交付される。用途については、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する新型コロナウイルス感染症への対応であれば原則として制限はないとされた<sup>12</sup>。

その後も、地方六団体<sup>13</sup>からは、活用見込額が交付限度額を超えるとして、更なる増額の要望があり、今後の増額の可否が焦点となっていた。

##### ウ 地方税制上の対応

令和2年4月30日に地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が成立し、納税者への影響緩和のため、地方税制上の様々な措置が講じられた。

<sup>9</sup> ただし、平成22年度は単年度の措置。

<sup>10</sup> 令和2年9月25日時点の計数<[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000715720.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000715720.pdf)>（以下、URLの最終アクセスの日付はいずれも令和3年1月20日。）。

<sup>11</sup> 第201回国会参議院行政監視委員会国と地方の行政の役割分担に関する小委員会会議録第2号2頁（令2.5.25）等

<sup>12</sup> 職員の人件費、用地費、貸付金・保証金、基金（対象事業に充当されることが条例により担保されているなど一定の要件を満たすものを除く）、事業者等への損失補償、感染症対応と関連しない施設の整備自体を主目的とするものは交付対象外とされている。

<sup>13</sup> 地方六団体は、全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会の六つの団体の総称であり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の3に規定されている全国的連合組織に位置付けられている。

地方税の徴収の猶予制度については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税が困難な事業者等に対し、国税と同様に申請に基づき、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予を適用できる特例を設けるとされた。なお、本特例措置に伴う一時的な減収に対応するため、地方債の特例措置が設けられている。

固定資産税については、厳しい経営環境にある中小事業者等、新規に生産性革命に資する設備投資を行う中小事業者等に対して、税の減免等が講じられた。また、車体課税においても、自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6か月延長された。これらの措置に伴う減収については、国から全額が補填されることとなっている。

## (2) 地方公共団体におけるデジタル化の推進

新型コロナウイルス感染症の拡大は、先述のとおり特別定額給付金等の手続を始め、行政サービスにおけるデジタル化の遅れといった課題も浮き彫りにした。

行政のデジタル化に関して、菅内閣総理大臣は令和2年10月26日の所信表明演説で、「役所に行かずともあらゆる手続ができる。地方に暮らしていてもテレワークで都会と同じ仕事ができる。都会と同様の医療や教育が受けられる。こうした社会を実現するため、各省庁や自治体の縦割りを打破し、行政のデジタル化を進める」旨を述べた。また、令和7年度までに自治体のシステムの統一・標準化を行うことや、行政のデジタル化の鍵とされるマイナンバーカードについて、令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目指すこと等の目標を述べた。そして、こうした改革を実行していく司令塔として、デジタル庁の設立に向けて準備を進めていくことに言及した<sup>14</sup>。

## (3) 防災・減災等に係る地方財政計画における対応

平成23年3月に発生した東日本大震災等を踏まえ、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」が閣議決定されるなど、国土強靱化の取組が進められてきた。しかし、この間も全国各地で自然災害が激甚化、頻発化しており、更なる対策が求められてきた。

平成30年12月には基本計画が見直されるとともに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定され、平成30年度から令和2年度までの3年間で集中的に対策を進めていくこととされた。これを受けて令和元年度の地方財政計画では、新たに「緊急自然災害防止対策事業費」が3,000億円計上された。

そして、先述の緊急対策の期間が令和2年度末で終了するところ、令和2年12月、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定された。同対策では、令和3年度から7年度までの5年間で、追加的に必要となる事業規模はおおむね15兆円程度とされたほか、「本対策における公共事業等に伴う地方公共団体の追加負担の軽減を図るための措置を講ずる」とされ、地方財政上の対応も引き続き求められた。

---

<sup>14</sup> 第203回国会参議院本会議録第1号3頁（令2.10.26）

#### 4. 令和3年度地方財政対策策定までの経緯

##### (1) 「経済財政運営と改革の基本方針」における地方財政への言及

平成23年度以降、地方の一般財源総額について前年度を下回らないよう実質的に同水準を確保するとの枠組みの下で地方財政計画が策定されており、令和元年度以降の枠組みについては、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において示されている。

同方針に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」では、2019年度（令和元年度）から2021年度（令和3年度）までを「基盤強化期間」と位置付け、同期間内の地方の歳出水準については、「国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」とされている。また、「臨時財政対策債等の発行額の圧縮、さらには、臨時財政対策債等の債務の償還に取り組み、国・地方を合わせたPB<sup>15</sup>黒字化につなげる。」とされた。当該方針は、基本方針2020においても引き続き着実に実施することとされている。

##### (2) 令和3年度予算に係る地方交付税の概算要求

総務省は、令和2年9月末<sup>16</sup>に締め切られた令和3年度予算概算要求に際し、『新経済・財政再生計画』を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保<sup>17</sup>するとして、地方交付税を約16.2兆円要求し、財源不足の補填については、折半ルールに基づき臨時財政対策特例加算（約2.1兆円）を行うことを要求した。あわせて、地方交付税法第6条の3第2項に基づく法定率の引上げを事項要求した。

概算要求の際に総務省から示された「令和3年度地方財政収支の仮試算」によると、令和3年度の地方税等は約39.9兆円（対前年度約3.6兆円減）、地方交付税総額は約16.2兆円（同約0.4兆円減）、臨時財政対策債は約6.8兆円（同約3.7兆円増）と見込まれており、不交付団体の水準超経費<sup>17</sup>を除く交付団体ベースの一般財源総額は、約62.1兆円（同約0.4兆円増）とされた。

##### (3) 国と地方の協議の場、財政制度等審議会及び地方財政審議会における議論

令和3年度地方財政対策の決定に先立ち、国と地方の協議の場、財政制度等審議会（財

<sup>15</sup> プライマリーバランス（基礎的財政収支）の略称で、税金・税外収入と、国債費（国債の元本返済や利子の支払いに充てられる費用）を除く歳出との収支のことを表し、一会計年度で必要とされる政策的経費を、当該年度の税金等でどれだけ賄えているかを示す指標。

<sup>16</sup> 予算決算及び会計令第8条により、予算の概算要求の締切は8月31日とされてきたが、新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題であることから、令和3年度の概算要求については、関係者の作業の負担を極力減らす観点も踏まえ、政令を改正し、要求期限を1か月遅らせて令和2年9月30日とされた。

<sup>17</sup> 地方財政計画の歳出は、標準的な行政水準を想定して積算されているが、歳入のうち地方税収については、不交付団体を含む全地方公共団体の標準的な地方税収が計上されており、地方財政計画の収支を単純に均衡させると、不交付団体のいわゆる財源超過額に相当する地方税収分だけ交付団体の財源が不足することとなるため、調整的な項目として地方財政計画の歳出に計上されている。

務大臣の諮問機関)、地方財政審議会(総務大臣の諮問機関)において、地方財政をめぐる諸課題について議論が行われており、それぞれの考え方が示されている。

#### ア 国と地方の協議の場における地方六団体の主張

地方六団体は、令和2年10月13日に開催された国と地方の協議の場において、「地方創生及び地方分権改革の推進について」を提出し、主に以下のとおり要請を行った。

- ・ 地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を確実に確保・充実すること。
- ・ 個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。
- ・ 臨時財政対策債については、(中略)廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、(中略)引き続き発行額の縮減・抑制に努めるとともに、(中略)その償還財源を確実に確保すること。
- ・ 令和2年度地方財政計画において創設された「地域社会再生事業費」を含め、地方が責任をもって感染症対策や地域経済活性化等の取組を実施するために必要な歳出を確実に計上すること。
- ・ 地方創生臨時交付金については、(中略)不足が見込まれることから、予備費の充当も含め増額を図るとともに、基金への積立要件の弾力化など、柔軟で弾力的な運用を図ること。

#### イ 財政制度等審議会

財政制度等審議会が令和2年11月25日に取りまとめた「令和3年度予算の編成等に関する建議」では、地方財政について、主に以下のとおり指摘があった。

- ・ 国と地方を合わせた全体の歳出と歳入の巨額のアンバランスから目をそらしてはならず、国と地方が歩調を合わせて財政健全化を進めていく必要がある。
- ・ 令和3年度(中略)は、新型コロナの影響もあり、(中略)折半対象財源不足が生じ、臨時財政対策債の新規発行が再び生じること自体は避けがたい。しかし、このことは「新型コロナ対応」を名目とする安易な歳出拡大を許容することを意味しない。(中略)新たに拡大することになる臨時財政対策債の累増の回避と縮減に向け、一般財源ルールの下で歳出改革を進める必要がある。
- ・ リーマン・ショック後に一時的な危機対応として地方財政計画に導入された措置に歳出特別枠・別枠加算がある(中略)が、結果として一時的とは程遠い長い期間存続することとなった。しかも、この間、地方公共団体のうち交付団体の基金の水準は、財政調整基金を中心にむしろ増加したことも指摘せざるを得ない。
- ・ 地方財政計画には、地方単独事業をはじめとして、(中略)積算の根拠が明らかでない、いわゆる「枠計上経費」が多額の規模で存在している。これらについては、そもそも計上水準が適正かどうかの検証ができるようになっていない。

#### ウ 地方財政審議会

地方財政審議会が令和2年12月10日に取りまとめた「今後目指すべき地方財政の姿と令和3年度の地方財政への対応等についての意見」では、主に以下のとおり指摘があった。

- ・ 交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保すべきである。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い一時的に臨時財政対策債の発行額が増加することはやむを得ないとしても、その増加額をできるだけ抑制するよう地方交付税総額を確保すべきである。
- ・ 歳入・歳出の変動は、基金で対応することが地方財政制度上の前提であり、一定水準の基金の確保は、財政運営上当然に必要なものである。(中略) 実際に、新型コロナウイルス感染症対策に当たって、地域の実情に応じ、これまで積み立てた基金を取り崩しながら対応しており、その趣旨に沿った活用がなされているものと考えられる。(中略) 基金残高の増減の状況は地方自治体によって様々であり、各地方自治体の自主的な判断に基づく健全な財政運営の結果として、尊重されるべきである。
- ・ 一般行政経費(単独)等の枠計上経費について、事業の実績・成果を把握し、計上水準の必要性・適正性について検証すべきとの議論があるが、(中略) 一般行政経費(単独)等は、各地方自治体が、それぞれの地域の実情を踏まえ、自主的・主体的に課題解決に取り組むためのものである。そのため、国が一義的にその実績や効果を判断するようなことは、地方自治体の自主性・主体性を損なうものであり、地方分権や地方創生の趣旨にも反する。

## 5. 令和3年度地方財政対策及び財政収支見通しの概要

### (1) 総務・財務両大臣合意を経て決定された地方財政対策の概要

令和3年度地方財政対策については、令和2年12月17日付けで総務・財務両大臣の覚書が交わされており、通常収支分の財源不足額への対応等は以下のとおりとされている。

令和3年度の地方財源不足額は10兆1,222億円と、前年度からは5兆5,938億円増加し、地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当する状況は平成8年度以降26年連続して生じた。この地方財源不足額に対しては、概算要求で事項要求されていた法定率の引上げは見送られ、以下アからエのとおり補填措置を講ずるものとされている(図表2)。

#### ア 財源対策債の発行 7,700億円

財源対策債は、地方債充当率の臨時的引上げにより増発される建設地方債(地方財政法第5条の地方債)であり、令和3年度は前年度と同額の7,700億円とされた。

#### イ 地方交付税の増額による補填 1兆5,557億円

##### ・ 令和元年度国税決算精算繰延べ 4,811億円

令和元年度の国税決算が予算を下回ったことに伴う精算額4,811億円については、令和3年度の地方交付税総額を確保する観点から、全額を令和9年度から18年度に繰り延べることとされた<sup>18</sup>。

##### ・ 一般会計における加算措置(既往法定分) 2,246億円

<sup>18</sup> 令和9年度から18年度の10年間、地方交付税総額から各年度481億円ずつ減額されることとなった。

一般会計加算（既往法定分）は、過去の地方財政対策に基づき、後年度の地方交付税総額に加算することが地方交付税法附則に定められている額である。令和3年度は、①平成29年度税制改正における配偶者控除等の見直しによる個人住民税の減収額を国費で補填するため地方交付税法附則に基づき加算することとしている額（154億円）、②平成5年の公共事業等臨時特例債の利子負担額等について地方交付税法附則に基づき加算することとしている額（2,092億円）の合計額（2,246億円）となる。

・ **一般会計における加算措置（覚書加算の前倒し） 2,500億円**

交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）の償還計画変更に伴い、令和3年度においては乖離是正加算<sup>19</sup>が発生しないところ、将来の同加算分から2,500億円を前倒し、令和3年度に加算することとされた。

・ **令和2年度繰越分 2,500億円**

令和2年度第3次補正予算において、同年度の交付税特別会計借入金の償還を一部（2,500億円）繰り延べ、その分を令和3年度の財源として活用することとされた。

・ **交付税特別会計剰余金の活用 1,500億円**

交付税特別会計の借入金利子予算額と実際に要した額の差などにより生じた同特別会計剰余金1,500億円を財源不足の補填に活用することとされた。

・ **地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 2,000億円**

公庫債権金利変動準備金は、平成20年8月に設立された地方公営企業等金融機構（平成21年6月に地方公共団体金融機構に改組）が、業務開始時に公営企業金融公庫から承継した資産・債務に係る金利変動リスクに対処するために設けられたものである。地方公共団体金融機構の業務が円滑に遂行されており、公庫債権金利変動準備金等が公庫債権管理業務の円滑な運営に必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる金額を国に帰属させるものとされている（地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）附則第14条）。

令和3年度地方財政対策では、令和3年度及び4年度において、公庫債権金利変動準備金の一部（4,000億円）を財政投融资特別会計に帰属させ、当該帰属させた額を交付税特別会計に繰り入れることとされた。これに基づき、両年度にそれぞれ2,000億円を活用することとされた。

**ウ 交付税特別会計償還繰延べ 6,000億円**

過去の地方財政対策において、交付税特別会計の借入れにより財源不足の補填が行われ、その償還は国と地方で折半することとされていた。令和3年度の償還額は6,000億円とされていたが、これを全額後年度に繰り延べ、令和3年度の財源とされた。なお、交付税特別会計借入金の償還期限は令和34年度から38年度へと4年先送りされた。

**エ 臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分等） 3兆7,627億円**

臨時財政対策債の元利償還金相当額は、折半対象財源不足額には含めず、全額を臨時財政対策債の発行により対応することとされている。

<sup>19</sup> 平成17年度から23年度にかけて行われた、計画額と決算額の一体的乖離是正に際して生じた財源不足のうち折半ルール対象分について、覚書により後年度の地方交付税総額に加算することとされているもの。

地方財源不足額 10 兆 1,222 億円から、以上のアからエまでの合計額 6 兆 6,884 億円を控除した 3 兆 4,338 億円が折半対象財源不足額となった。これを国と地方が折半して負担し、国は一般会計からの臨時財政対策特例加算（1 兆 7,169 億円）、地方は臨時財政対策債の発行（1 兆 7,169 億円）により対応するとされた（図表 2）。なお、折半対象財源不足の発生は、当初ベースで 3 年ぶりとなる。

図表 2 令和 3 年度における地方財源不足額の補填措置

		ア 財源対策債の発行	7,700
令和3年度における 地方財源不足額  101,222	【折半対象以外の財源不足額】  66,884	イ 地方交付税の増額による補填	15,557
		・令和元年度国税決算精算繰延べ	4,811
		・一般会計における加算措置 (既往法定分)	2,246
		・一般会計における加算措置 (覚書加算の前倒し)	2,500
		・令和2年度繰越分 (令和2年度補正において償還を繰り延べた交付税特別会計借入金償還予定額を令和3年度へ繰越し)	2,500
		・交付税特別会計剰余金の活用	1,500
		・地方公共団体金融機構の 公庫債権金利変動準備金の活用	2,000
		ウ 交付税特別会計償還繰延べ	6,000
		エ 臨時財政対策債の発行 (既往債の元利償還金分等)	37,627
	【折半対象財源不足額】 34,338	【国負担分】地方交付税の増額による補填 (臨時財政対策特例加算)	17,169
	【地方負担分】臨時財政対策債の発行 (臨時財政対策特例加算相当額)	17,169	

(出所) 総務省「令和 3 年度地方財政対策の概要」(令和 2 年 12 月 21 日)より作成

図表 3 令和 3 年度地方交付税総額の状況(通常収支分)

		所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分	137,002
地方交付税総額 (出口ベース)  174,385 (対前年度8,503増)	一般会計 (入口ベース) 155,912 (対前年度173減)	国税減額補正精算分 (平成20、21、28、令和元年度分)	▲ 3,004
		一般会計における加算措置 (既往法定分等)	4,746
		臨時財政対策特例加算	17,169
		地方法人税の法定率分	13,232
		前年度借入金償還繰延	2,500
特別会計  18,473	地方公共団体金融機構 公庫債権金利変動準備金	2,000	
	交付税特別会計剰余金の活用	1,500	
	交付税特別会計借入金支払利子	▲ 760	
	返還金	1	

(出所) 財務省「令和 3 年度総務・地方財政、財務係関係予算のポイント」(令和 2 年 12 月)より作成

## （２）令和３年度地方交付税総額の状況（通常収支分）

以上の地方財政対策を踏まえ、一般会計から交付税特別会計に繰り入れる入口ベースの地方交付税は、15兆5,912億円（対前年度約0.0兆円減）とされたが、交付税特別会計における加減算を経た地方交付税総額（出口ベースの地方交付税）は、17兆4,385億円（同約0.9兆円増）となり（図表3）、3年連続の増加となった。

## （３）令和３年度地方財政収支の見通し

上記の財源対策を前提とした、令和３年度の地方財政全体の姿を示す地方財政収支の見通しを概観する（図表4及び図表5）。ただし、計数は令和２年12月21日に公表された概数である。

### ア 通常収支分（歳出及び歳入の概要）

令和３年度通常収支分の歳出・歳入規模は、約89兆8,400億円（対前年度約0.9兆円減）となり、歳出総額から公債費、企業債償還費普通会計負担分及び不交付団体の水準超経費を除く「地方一般歳出」は約75兆4,400億円（同約0.4兆円減）となった。

歳出では、一般行政経費は、社会保障関係費の自然増等を背景として増加し、約40兆9,300億円（同約0.6兆円増）となった。令和３年度は新たに、全ての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、公庫債権金利変動準備金を活用し、「地域デジタル社会推進費（仮称）」が2,000億円計上された。また、「まち・ひと・しごと創生事業費<sup>20</sup>」は、前年度と同額の1兆円が計上されるとともに、「地域社会再生事業費<sup>21</sup>」も、同じく4,200億円が計上された。

維持補修費は約1兆4,700億円（同約0.0兆円増）計上された。このうち、令和２年度に創設された「緊急浚渫推進事業費<sup>22</sup>」は、対象に防災重点農業用ため池等が追加され、1,100億円（同200億円増）が計上された。

投資的経費は約11兆9,200億円（同約0.8兆円減<sup>23</sup>）が計上され、このうち単独事業分については約6兆2,100億円（同約0.1兆円増）となった。「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等を踏まえ、「緊急自然災害防止対策事業費」及び「緊急防災・減災事業費」については、事業期間を令和7年度まで延長し、対象事業を拡充した上で、それぞれ4,000億円（同0.1兆円増）、5,000億円（前年度と同額）が計上された。

歳入では、地方税（猶予特例分除く）が38兆802億円（同約2.9兆円減）、地方譲与税（猶予特例分除く）が1兆8,219億円（同約0.8兆円減）となった。地方交付税については、既述のとおり、入口ベースの15兆5,912億円（同約0.0兆円減）に対し、出口ベースは17兆4,385億円（同約0.9兆円増）となっている。

<sup>20</sup> 地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成27年度に創設された経費。令和3年度は、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の2年度目に当たる。

<sup>21</sup> 偏在是正措置により生じる財源を活用して、地方公共団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、令和2年度に創設された経費。

<sup>22</sup> 地方公共団体が、地方単独事業として実施する河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）を推進するための経費。

<sup>23</sup> 前年度と比べて減少した主な背景として、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、対策の初年度（令和3年度）については、令和2年度第3次補正予算により措置することとされ、令和3年度当初にその分の費用を計上する必要がなくなったことがある。

図表4 令和3年度地方財政収支見通しの概要（通常収支分）

(単位:億円、%)

項 目		令和3年度 (見込)	令和2年度	増減率 (見込)
歳 入	地 方 税	382,704	409,366	▲ 6.5
	( 猶 予 特 例 分 除 き )	380,802	409,366	▲ 7.0
	地 方 譲 与 税	18,462	26,086	▲ 29.2
	( 猶 予 特 例 分 除 き )	18,219	26,086	▲ 30.2
	地 方 特 例 交 付 金 等	3,577	2,007	78.2
	地 方 交 付 税	174,385	165,882	5.1
	地 方 債	112,407	92,783	21.2
	うち 臨 時 財 政 対 策 債	54,796	31,398	74.5
	復 旧 ・ 復 興 事 業 一 般 財 源 充 当 分	▲ 2	▲ 86	▲ 97.7
	全 国 防 災 事 業 一 般 財 源 充 当 分	▲ 345	▲ 335	3.0
歳 入 合 計	約 898,400	907,397	約 ▲ 1.0	
「 一 般 財 源 」 ( 猶 予 特 例 分 除 き ) ( 水 準 超 経 費 を 除 く 交 付 団 体 ベ ー ス ) ( 猶 予 特 例 分 除 き )		633,577	634,318	▲ 0.1
		631,432	634,318	▲ 0.5
		622,077	617,518	0.7
		619,932	617,518	0.4
歳 出	給 与 関 係 経 費	約 201,500	202,876	約 ▲ 0.7
	退 職 手 当 以 外	約 186,800	187,553	約 ▲ 0.4
	退 職 手 当	約 14,700	15,323	約 ▲ 4.1
	一 般 行 政 経 費	約 409,300	403,717	約 1.4
	うち 補 助 分	約 229,800	227,126	約 1.2
	うち 単 独 分	約 148,300	147,510	約 0.5
	うち まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0.0
	うち 地域社会再生事業費	4,200	4,200	0.0
	うち 地域デジタル社会推進費(仮称)	2,000	-	皆増
	公 債 費	約 117,800	116,979	約 0.7
	( 猶 予 特 例 債 除 き )	約 115,700	116,979	約 ▲ 1.1
	維 持 補 修 費	約 14,700	14,469	約 1.6
	うち 緊急浚渫推進事業費	1,100	900	22.2
	投 資 的 経 費	約 119,200	127,614	約 ▲ 6.6
	うち 直 轄 ・ 補 助 分	約 57,100	66,477	約 ▲ 14.1
	うち 単 独 分	約 62,100	61,137	約 1.6
	うち 緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0.0
	うち 公共施設等適正管理推進事業費	4,800	4,800	0.0
	うち 緊急自然災害防止対策事業費	4,000	3,000	33.3
	公 営 企 業 繰 出 金	約 24,400	24,942	約 ▲ 2.2
	うち 企業債償還費普通会計負担分	約 14,700	15,138	約 ▲ 2.9
	水 準 超 経 費	11,500	16,800	▲ 31.5
	歳 出 合 計	約 898,400	907,397	約 ▲ 1.0
( 水 準 超 経 費 を 除 く 交 付 団 体 ベ ー ス )	約 886,900	890,597	約 ▲ 0.4	
地 方 一 般 歳 出	約 754,400	758,480	約 ▲ 0.5	

(注) 計数は精査の結果、異動する場合がある。

(出所) 総務省「令和3年度地方財政対策の概要」(令和2年12月21日)より作成

地方特例交付金等は3,577億円が計上された。住宅借入金等特別控除による減収額を補填する個人住民税減収補填特例交付金(1,813億円)に加え、令和3年度税制改正大綱(令和2年12月21日閣議決定)を受けて、自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を9か月延長すること等による減収分を補填するため、自動車税減収補填特例交付金(298億円)、軽自動車税減収補填特例交付金(53億円)が計上されるとともに、固定資産税及び都市計画税の特例措置に伴う減収額の全額を補填するため、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金(1,413億円)が計上されている。

地方債については、地方財政計画に計上される普通会計分が11兆2,407億円<sup>24</sup>(対前年度約2.0兆円増)となり、地方債依存度<sup>25</sup>は12.5%程度と前年度(10.2%)より上昇した。なお、地方債のうち臨時財政対策債の発行は、既述のとおり5兆4,796億円(同約2.3兆円増)となり、4年ぶりの増加となった。

以上の結果、地方一般財源総額(猶予特例分除く)は63兆1,432億円(同約0.3兆円減)となったが、不交付団体の水準超経費を除く一般財源総額(猶予特例分除く)は61兆9,932億円(同約0.2兆円増)となり、交付団体ベースでは前年度の水準を上回る額が確保されることとなった。

#### イ 東日本大震災分(復旧・復興事業及び全国防災事業)

##### ・ 復旧・復興事業

令和3年度における東日本大震災分の復旧・復興事業は、歳入・歳出規模が約3,300億円(対前年度約0.6兆円減)となっている。

歳出では、直轄・補助事業費が約2,500億円(同約0.6兆円減)、地方単独事業費が790億円(同約0.0兆円減)となった。

これらに対応する歳入として、震災復興特別交付税1,326億円、国庫支出金約1,900億円、地方債8億円、一般財源充当分2億円が計上されている。

震災復興特別交付税は、被災団体における復旧・復興事業経費の地方負担分、地方単独事業分及び地方税等の減収分を国が全額措置するため、平成23年度第3次補正予算で創設されたものである。令和3年度の震災復興特別交付税1,326億円により措置する財政需要のうち、直轄・補助事業の地方負担分が537億円、地方単独事業分が338億円、地方税等の減収分が452億円となっている。なお、平成23年度から令和3年度分までの予算額の累計額(不用額を除く)は5兆5,417億円となる。

##### ・ 全国防災事業

令和3年度における東日本大震災分の全国防災事業は、歳入・歳出総額が1,090億円となっている。全国防災事業は平成27年度限りで終了したため、新規事業は計上されておらず、これまで実施してきた全国防災事業に係る公債費(地方債の元利償還金)として1,090億円が計上されており、対応する歳入としては地方税744億円、一般財源充当分345億円、雑収入1億円が計上されている。

<sup>24</sup> 通常収支分の地方債計画総額(普通会計分と公営企業会計等分の合計)は、13兆6,372億円である。

<sup>25</sup> 歳入総額に占める地方債の割合。

図表5 令和3年度地方財政収支見通しの概要（東日本大震災分）

(1) 復旧・復興事業		(単位:億円、%)		
項目		令和3年度 (見込)	令和2年度	増減率 (見込)
歳入	震災復興特別交付税金	1,326	3,742	▲ 64.6
	国庫支出金	約 1,900	5,065	約 ▲ 62.5
	地方債	8	15	▲ 46.7
	一般財源充当分	2	86	▲ 97.7
計		約 3,300	8,984	約 ▲ 63.3
歳出	直轄・補助事業費	約 2,500	8,093	約 ▲ 69.1
	地方単独事業費	790	800	▲ 1.3
	うち地方税等の減収分見合い歳出	452	394	14.7
	計	約 3,300	8,984	約 ▲ 63.3

(2) 全国防災事業		(単位:億円、%)		
項目		令和3年度 (見込)	令和2年度	増減率 (見込)
歳入	地方税	744	756	▲ 1.6
	一般財源充当分	345	335	3.0
	雑収入	1	1	0.0
計		1,090	1,092	▲ 0.2
歳出	公債費	1,090	1,092	▲ 0.2
	計	1,090	1,092	▲ 0.2

(注) 計数は精査の結果、異動する場合がある。

(出所) 総務省「令和3年度地方財政対策の概要」(令和2年12月21日)より作成

## 6. 主な論点

### (1) 新型コロナウイルス感染症対策でひっ迫する地方公共団体の財政状況

新型コロナウイルス感染症の国内における感染者発生から1年以上が経過したが、この間、感染拡大防止と社会経済活動の維持を両立するため、各地方公共団体において様々な対策が実施されてきた。その財源としては、地方創生臨時交付金等が活用されたが、財政調整基金<sup>26</sup>を取り崩して対応する地方公共団体も多い。具体的な財政調整基金の残高について、令和元年度末から令和2年9月補正予算編成後にかけて、地方公共団体全体では7.2兆円から4.9兆円と31.9%減少しているほか、例えば東京都では9,345億円から1,718億円(81.6%減少)と、大幅に取り崩した地方公共団体もある<sup>27</sup>。

一方、地方公共団体においては、地方財政法等で例外的に認められている範囲内でしか赤字地方債を発行できないため、財政調整基金残高の少ない地方公共団体では、追加的な対応を実施する余地に乏しいと考えられる。

この点、令和2年度第3次補正予算において地方創生臨時交付金が、追加で1.5兆円措置されることとなった<sup>28</sup>。同交付金については、財政制度等審議会等においてその使途が議

<sup>26</sup> 各地方公共団体が設置する年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

<sup>27</sup> 第203回国会参議院総務委員会会議録第3号8頁(令2.11.24)

<sup>28</sup> また、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費においても、国の一定の関与の下に、地方公共団体が効果的に営業時間短縮要請等を行い、協力金の支払等を行う場合の「協力要請推進枠」として、地方創生臨時交付金が追加で9,587億円追加措置されている(令和2年12月25日及び令和3年1月15日閣議決定)。

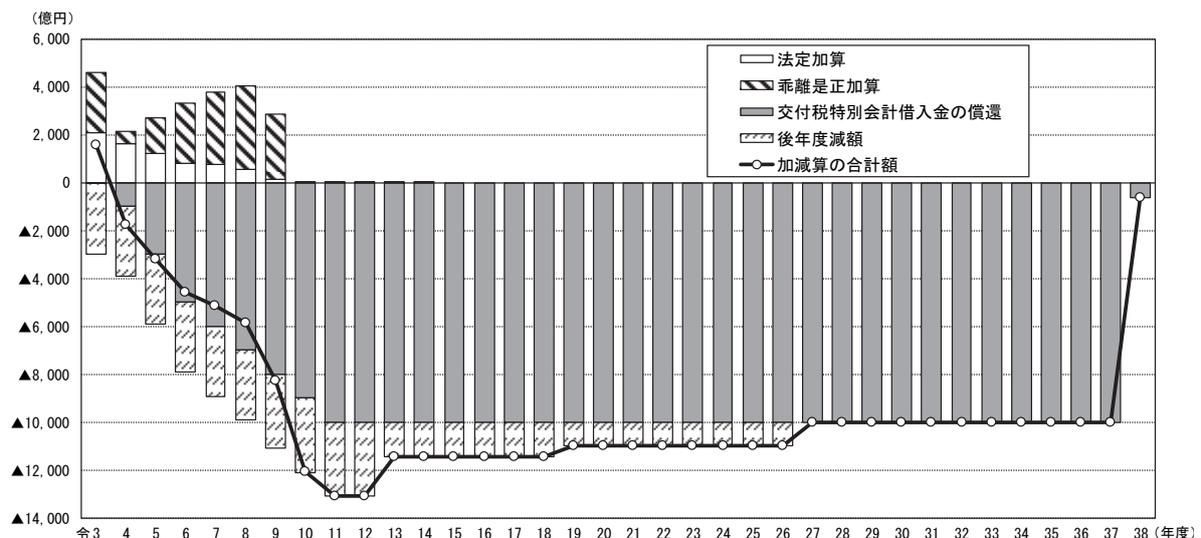
論となった<sup>29</sup>が、各地方公共団体において地域の実情に応じ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の維持の両立に向け、最大限効果的に活用することが求められよう。

## (2) 取組が後退する地方財政の健全化

令和3年度地方財政対策においては、先述のとおり地方税収等の減少を受け、当初ベースで3年ぶりに折半対象財源不足が発生することとなった。令和元年度及び2年度は当初ベースで臨時財政対策債の新規発行がなくなり、地方財政の健全化に向かう兆しも見えたが、一転して財政悪化の方向に転じる形となった。

また、令和3年度地方財政対策における財源不足への対応策の中には、交付税特別会計の借入金償還繰延べ、令和元年度国税決算の精算繰延べがある。これらは、本来負担すべきものを将来に先送りし、令和3年度の財源をひとまず確保する手法であるが、その分は後年度の地方交付税総額から減算されることになる。

図表6 今後の地方交付税総額に加減算される額（令和3年度～令和38年度）



- (注1) 「法定加算」とは地方交付税法附則第4条の2第3項に基づく加算である。
- (注2) 「乖離是正加算」とは、平成17年度から平成23年度にかけて行われた計画額と決算額の一体的乖離是正に際して生じた財源不足のうち折半ルール対象分について、覚書により後年度の地方交付税総額に加算することとされているものである。
- (注3) 「交付税特別会計借入金の償還」とは、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）附則第4条に基づくものである。
- (注4) 「後年度減額」とは、地方交付税法附則第4条の2第4項の臨時財政対策債振替加算に係る後年度減額と、同条第5項の国税決算精算分の繰延べに係る後年度減額の合算額である。
- (注5) 平成29年度税制改正による配偶者控除の見直し等の減収補填として、地方交付税法附則第4条の2第1項に基づき、当分の間、加算することとされている154億円は除いている。
- (出所) 地方交付税法の条文（令和3年1月20日時点）及び総務・財務両大臣覚書（令和2年12月17日）等により作成

<sup>29</sup> 財務省「財政制度分科会（令和2年11月2日開催）記者会見の様式」〈[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/fiscal\\_system\\_council/sub-of\\_fiscal\\_system/proceedings/conference/20201102zaiseia.html](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/conference/20201102zaiseia.html)〉

令和3年度地方財政対策を反映した、将来の地方交付税の加減算額は、図表6のように整理される。地方交付税法附則等により地方交付税総額に加算される額は、令和10年度以降ほぼなくなることが予定されている一方、地方交付税総額から減額される額は徐々に大きくなり、特に令和10年度以降は差引き毎年度1兆円以上が減額される予定となっている。こうした負担の繰延べはこれまでも繰り返されてきたが、今後も30年以上にわたり地方財政の自由度に制約を課すことになる。

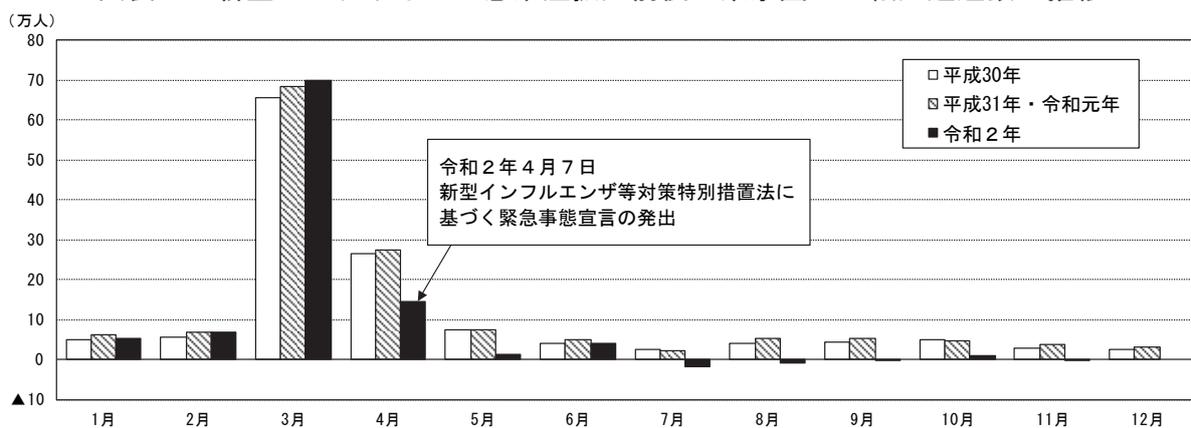
令和3年度地方財政対策においては、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革は見送られ、当座の財源確保策にとどまったと言えるが、毎年度の恒常的な地方の財源不足や、図表6で示したような将来負担の累積といった課題に正面から向き合いつつ、真摯な議論が求められよう。

### (3) 地方回帰の兆しとその支援策

これまで、出生数の低下によって引き起こされる人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的に、地方創生の取組が進められてきた。しかし、実際は東京圏への転入超過数は増加傾向が続いてきた。

令和2年以降は一転して、新型コロナウイルス感染症が都市部を中心に拡大した結果、東京圏等への人口集中のリスクが改めて浮き彫りになったことや、働く場所を問わないテレワークを経験した人が増加するなどといった大きな社会の変化があった。これらを受け、地方移住への関心が特に年代別では20歳代、地域別では東京都23区居住者において高まったとの調査がある<sup>30</sup>。そして実際に、日本人移動者の東京圏への転入超過数は、令和2年4月以降、対前年比で急減し、同年7～9月及び11月は転出超過となった（図表7）。

図表7 新型コロナウイルス感染症拡大前後の東京圏への転入超過数の推移



(注) 令和2年は11月までの計数。負の数は転出超過数を示し、日本人移動者のみを示している。  
(出所) まち・ひと・しごと創生本部「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』(2020改訂版)」(令和2年12月21日閣議決定)を参考に、総務省「住民基本台帳人口移動報告」より作成

<sup>30</sup> 内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(令和2年6月21日) <<https://www5.cao.go.jp/keizai2/manzoku/pdf/shiryo2.pdf>>

令和3年度においては、地方回帰支援の推進のため、従来からの地域おこし協力隊の取組強化に加え、地域・行政・民間の橋渡しをしながら、地域の重要プロジェクトを推進する「地域プロジェクトマネージャー」の創設に係る経費等が特別交付税措置されている。また、内閣府の令和2年度第3次補正予算においても、地方でのサテライトオフィスの開設やテレワークを活用した移住・滞在の取組等を支援する「地方創生テレワーク交付金」等、地方移住を後押しする支援策が計上されている。また、令和3年度に新しく計上される「地域デジタル社会推進費（仮称）」も、全ての地域におけるデジタル化を推進し、都市部と地方部の隔たり無く、国民が利便性を実感できる社会の実現に資することが期待される。

これまで、地方における人口減少に歯止めがかからない状況が続いてきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による急激な社会の変化が、その転換点になる可能性も考えられる。これを機としつつ、地方移住を希望する人がその実現につなげていけるよう、各種の支援策の効果も検証しながら、取組をより強力で推進していくことが求められよう。

## 7. おわりに

令和3年度地方財政対策では、新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済の減速を受け、地方税等が大幅な減収となる中、交付団体ベースでは一般財源総額を前年度から増額確保し、臨時財政対策債も概算要求時と比較して発行額が縮減された形となり、地方六団体もこの点は「高く評価」している<sup>31</sup>。

しかし、地方財政を取り巻く環境は、本質的にはより厳しくなっていると言えよう。地方の財政需要の増加要因は、直面している新型コロナウイルス感染症への対応だけではない。人口減少や高齢化への対応、防災・減災対策の推進といった従来からの重要課題に加え、地方公共団体のデジタル化といった新しい課題など、地方公共団体に求められる役割とそのための財政的な負担はより大きくなっている。

さらに、中長期的な地方財政の持続性に目を向けると、恒常的な財源不足、累増する臨時財政対策債の残高や、進まない交付税特別会計借入金の残高縮減といった大きな課題もある。国の財政の厳しさを踏まえつつも、持続可能な地方行財政基盤の確立に向け、地方交付税の法定率の引上げなど抜本的な対応も含め、更に踏み込んだ取組が求められよう。

(のうち しゅうた)

---

<sup>31</sup> 地方六団体「令和3年度地方財政対策等についての共同声明」（令和2年12月21日）〈<http://www.nga.gr.jp/data/activity/request/rokudantai/reiwa2/1608276961116.html>〉